

## みどり国際交流ラウンジ実施要綱

制 定 令和2年9月15日緑地振第651号（区長決裁）

最近改正 令和6年10月10日緑地振第906号（区長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、「横浜市国際交流ラウンジの設置及び運営に関する指針（平成18年4月1日都市経営局国際政策課制定）」及び「横浜市国際交流ラウンジ取扱要綱（平成18年4月1日都市経営局国際政策課制定）」に基づき、緑区の国際交流ラウンジの設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

### （名称）

第2条 緑区の国際交流ラウンジは、その名称を「みどり国際交流ラウンジ」（以下「ラウンジ」という。）とする。

### （設置目的）

第3条 ラウンジは、「横浜市多文化共生まちづくり指針」における「日本人と外国人が相互理解を深め、共感を持って協働で創造的な活動に取り組む環境」を実現するため、外国人市民に対して、身近な場で日常生活を中心とする様々な情報を提供するとともに相談に応じる等の支援を通して、外国人市民との共生を図ることを目的とする。

### （実施主体）

第4条 ラウンジの実施主体は横浜市緑区とする。

### （運営主体）

第5条 ラウンジの運営主体は選考委員会等を経て緑区長が選定した団体に委託する。

### （設置場所等）

第6条 ラウンジは、緑区長が指定する緑区中山駅周辺の民間施設に設置する。事業は原則としてラウンジで実施するが、必要な場合は、ラウンジ外の場所で行うことができる。

2 第7条各号に掲げる事業を行うため、ラウンジに次の各号に掲げる諸室を設置する。

- （1）相談・情報コーナー
- （2）事務室
- （3）会議室

### （実施事業等）

第7条 ラウンジは、次の各号に掲げる業務・事業を行う。

- （1）情報提供・相談業務
- （2）事業の企画・実施
  - ア 日本語教室等を通じた外国人支援

イ 日本人の多言語理解に関する事業

ウ 多文化共生や国際相互理解に関する事業

エ その他第3条の目的のために実施する事業

(3) 施設の管理運営

(4) 人材の育成・支援

(5) 地域及び近隣施設等との連携

(6) その他

(開館時間)

第8条 ラウンジの開館時間は、原則として平日及び土日の午前9時30分から午後6時までとする。

また、午後9時までの開館日と休館日をそれぞれ週1日設けるものとする。曜日については運営主体の提案をもとに区長が決定する。その他区長が必要と判断した場合は別途、開館時間を変更できる。

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、休館とする。

3 12月29日から1月3日まで及びその他休館が必要と区長が判断した日は、休館とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ラウンジの事業に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月10日から施行する。